

# 所得および控除簡易計算書

## 1 収入金額等／所得金額に関する事項

### (1) 給与所得の計算

A 納入等の収入金額	
------------	--

申告書の収入金額等の力に「A」の金額を転記してください。

A の金額	給与所得
～650,999円	0円
651,000円	A - 650,000円
～1,899,999円	_____円
1,900,000円	A ÷ 4 (千円未満の端数 切捨て) _____円
～3,599,999円	B × 2.8 - 80,000円 算出金額 B _____円
3,600,000円	B × 3.2 - 440,000円 _____円
～6,599,999円	_____円
6,600,000円	A × 0.9 - 1,100,000円 _____円
～8,499,999円	_____円
8,500,000円～	A - 1,950,000円 _____円

A を上記の表に当てはめて計算し、算出された給与所得の金額を申告書の「所得金額」の⑥に転記してください。

※給与等の収入金額が850万円を超える(1,000万円超は1,000万円)  
場合、次のいずれかに該当する場合は、(給与等の収入金額-850万円)  
×0.1により算出された金額を給与所得の金額から差し引く。

- (1) 特別障害者に該当する
- (2) 22歳以下の扶養親族を有する
- (3) 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する

### (2) 公的年金等(雑所得)の計算

A 公的年金等の収入金額	
--------------	--

申告書の収入金額等のキに「A」の金額を転記してください。

区分	A の金額	公的年金等の雑所得		
		公的年金等の雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		千万円以下	千万円超 二千万円以下	二千万円超
昭和三十六年一月二日以後に生まれた方	～1,299,999円	A - 600,000円 _____円	A - 500,000円 _____円	A - 400,000円 _____円
	1,300,000円 ～4,099,999円	A × 0.75 - 275,000円 _____円	A × 0.75 - 175,000円 _____円	A × 0.75 - 75,000円 _____円
	4,100,000円 ～7,699,999円	A × 0.85 - 685,000円 _____円	A × 0.85 - 585,000円 _____円	A × 0.85 - 485,000円 _____円
	7,700,000円 ～9,999,999円	A × 0.95 - 1,455,000円 _____円	A × 0.95 - 1,355,000円 _____円	A × 0.95 - 1,255,000円 _____円
	10,000,000円～	A - 1,955,000円 _____円	A - 1,855,000円 _____円	A - 1,755,000円 _____円

区分	A の金額	公的年金等の雑所得		
		公的年金等の雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		千万円以下	千万円超 二千万円以下	二千万円超
昭和三十六年一月二日以前に生まれた方	～3,299,999円	A - 1,100,000円 _____円	A - 1,000,000円 _____円	A - 900,000円 _____円
	3,300,000円 ～4,099,999円	A × 0.75 - 275,000円 _____円	A × 0.75 - 175,000円 _____円	A × 0.75 - 75,000円 _____円
	4,100,000円 ～7,699,999円	A × 0.85 - 685,000円 _____円	A × 0.85 - 585,000円 _____円	A × 0.85 - 485,000円 _____円
	7,700,000円 ～9,999,999円	A × 0.95 - 1,455,000円 _____円	A × 0.95 - 1,355,000円 _____円	A × 0.95 - 1,255,000円 _____円
	10,000,000円～	A - 1,955,000円 _____円	A - 1,855,000円 _____円	A - 1,755,000円 _____円

A を上記の表に当てはめて計算し、算出された公的年金等に係る雑所得の金額を申告書の「所得金額」の⑦に転記してください。

(ただし、これ以外の雑所得がある場合にはその合計金額を記します。)

## 2 所得控除に関する事項

### ㉗ 雜損控除額の計算

A	損傷金額(合計)	円
B	保険金などで補填される金額	円
C	A - B (差引損失額)	円
D	申告書の㉗+退職所得金額+山林 所得金額 ※1	円
E	D × 0.1	円
F	C - E	円
G	Cのうち災害関連支出の金額 ※2	円
H	G - 50,000円	円
I	FとHのいずれか多い方の金額	雑損控除額 円

申告書の「所得から差し引かれる金額」の㉗に  
「I」の金額を転記してください。

### ㉘ 医療費控除額の計算

A	支払った医療費	円
B	保険金などで補填される金額	円
C	A - B	円
D	申告書の㉗+退職所得金額+山林 所得金額 ※1	円
E	D × 0.05	円
F	100,000円とEのいずれか 少ない方の金額	円
G	C - F	最高2,000,000円 円

セルフメディケーション税制の場合はこちら(D～G 欄記入不要)

H	C - 12,000円(マイナスの場合 0円)	最高88,000円 円
---	-------------------------	----------------

申告書の「所得から差し引かれる金額」の㉗に「G」の金額または「H」の金額のいずれか一方を転記してください。

(合算はしないでください)

※ 1 ㉗の金額の計算で、申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(特別控除前)の合計額を加算します。

※ 2 災害関連支出の金額とは、損失の金額のうち災害に関連して住宅家財等の取壊し又は除去などのために支出した金額です。

## ⑯ 生命保険料控除額の計算

### 一般の生命保険料

一般の生命保険料のうち 新保険料の金額の合計額	A 円	Aの金額を新保険料の計算式に 当てはめて計算した額	① 当てはめて計算した額	(最高 28,000円) 円	計 (①+②) 円	③ (最高 28,000円) 円
一般の生命保険料のうち 旧保険料の金額の合計額	B 円	Bの金額を旧保険料の計算式に 当てはめて計算した額	② 当てはめて計算した額	(最高 35,000円) 円	②と③のいづれか 大きい金額 円	イ

### 介護医療保険料

介護医療保険料の金額の 合計額	C 円	Cの金額を新保険料の計算式に当てはめて計算した額	口	(最高 28,000円) 円
--------------------	--------	--------------------------	---	-------------------

### 個人年金保険料

個人年金保険料のうち 新保険料の金額の合計額	D 円	Dの金額を新保険料の計算式に 当てはめて計算した額	④ 当てはめて計算した額	(最高 28,000円) 円	計 (④+⑤) 円	⑥ (最高 28,000円) 円
個人年金保険料のうち 旧保険料の金額の合計額	E 円	Eの金額を旧保険料の計算式に 当てはめて計算した額	⑤ 当てはめて計算した額	(最高 35,000円) 円	⑤と⑥のいづれか 大きい金額 円	ハ 円

新保険料用計算式		旧保険料用計算式		F 生命保険料控除額 計 (イ+ロ+ハ) (最高 70,000円) 円
A・C又はDの金額	控除額の計算式	B又はEの金額	控除額の計算式	
12,000円以下	支払保険料の全額	15,000円以下	支払保険料の全額	
12,001円～32,000円	支払保険料の全額 × 1/2 + 6,000円	15,001円～40,000円	支払保険料の全額 × 1/2 + 7,500円	
32,001円～56,000円	支払保険料の全額 × 1/4 + 14,000円	40,001円～70,000円	支払保険料の全額 × 1/4 + 17,500円	
56,000円超	一律 28,000円	70,000円超	一律 35,000円	

## ⑯ 地震保険料控除額の計算

A 地震保険料の金額(合計)	円
B 旧長期損害保険料の金額(合計)	円

C 地震保険料控除額=A の金額の 2 分の 1 (最高 25,000円)	
--	--

D 旧 長 期 損 害 保 険 料	B の金額	控除額	限度額
	~5,000円	Bの金額 円	最高 10,000円
	5,001円～15,000円	B × 0.5 + 2,500円 円	
	15,001円～	10,000円	

E C + D	地震保険料控除額(最高 25,000円)	円
---------	----------------------	---

申告書の「所得から差し引かれる金額」の⑯に  
「E」の金額を転記してください。

## ㉑ 配偶者控除額 ㉒ 配偶者特別控除額

配偶者 の 合 計 所 得 金 額	納税者本人の合計所得				控除の種類
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超	
58万円以下	33万円	22万円	11万円		
老人控除対象配偶者 (70歳以上の方)	38万円	26万円	13万円		配偶者 控除
58万円超 100万円以下	33万円	22万円			
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円		
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円		
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円		
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円		
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円		
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円		
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円		
133万円超	0円	0円	0円		

## ㉓ 扶養控除額(特定扶養親族) ㉔ 特定親族特別控除額

特定 親 族 の 合 計 所 得 金 額	控除額		特定親族 特別控除
	58万円以下	45万円	
58万円超 95万円以下	45万円		
95万円超 100万円以下	41万円		
100万円超 105万円以下	31万円		
105万円超 110万円以下	21万円		
110万円超 115万円以下	11万円		
115万円超 120万円以下	6万円		
120万円超 123万円以下	3万円		
123万円超	0円		

## 町・県民税の計算方法

令和8年度の町・県民税は前年(令和7年中)の所得を基にして次のように計算します。



ただし分離課税のある人や特殊な税額計算が行われる人は、別の算出方法で計算されます。  
また、住宅借入金等特別税額控除については、税務課までお問い合わせください。

- ◎所得割の税率
- ・町民税 6 %
  - ・県民税 4 %
- ◎均等割
- ・町民税 年額 3,000 円
  - ・県民税 年額 1,500 円 (県民税均等割額のうち 500 円は、いしかわ森林環境税です。)
  - ・森林環境税 年額 1,000 円

### 令和6年度以降の住民税均等割及び森林環境税

住民税の均等割は「東日本大震災からの復興に向けた地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」(平成23年12月2日法律第118号)の制定に伴い、平成26年度(2013年)から令和5年度(2023年)の10年間に限り、町民税と県民税にそれぞれ500円が加算されていましたが、この臨時の措置が令和5年度で終了し、新たに令和6年度から森林環境税(国税)が導入され、一人年額1,000円が課税されます。

### ◎調整控除額(合計所得金額 2,500万円以下の方)

課税所得金額が200万円以下の方…次の①と②のいづれか小さい額の5%(町民税3%、県民税2%)

- ①5万円に所得税との人的控除額の差の合計額を加算した金額 ②課税所得金額

課税所得金額が200万円超の方…①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%

(町民税3%、県民税2%)

- ①5万円に所得税との人的控除額の差の合計額を加算した金額 ②課税所得金額から200万円を控除した金額